審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　水産課

法令名	公有水面埋立法施工令	法令番号	大正１１年勅令第１９４号
手続名	免許告示後における水面利用施設の許可	根拠条項	第８条

審査基準	過去実績がないので、審査基準は設けない。なお、許可の申請がなされた際に、審査基準を直ちに策定する予定である。

受付機関	水産課（農林事務所）	処理機関	水産課	交付機関	水産課（農林事務所）	標準処理期間	30 日	目次	
						標準経由期間	10 日	№.	